

スポーツ基本計画・・・スポーツ基本法(2011(平成23)年公布・施行)に基づき、文部科学大臣が定める計画。第2期は2017(平成29)年度～2021(平成33)年度。



ポイント1

スポーツの価値を具現化し発信。

スポーツの枠を超えて異分野と積極的に連携・協働。

～ スポーツが変える。未来を創る。Enjoy Sports, Enjoy Life ～

「人生」が変わる！

スポーツで人生を健康で生き生きとしたものにできる。

「社会」を変える！

共生社会、健康長寿社会の実現、経済・地域の活性化に貢献できる。

「世界」とつながる！

多様性を尊重する世界
持続可能で逆境に強い世界
クリーンでフェアな世界
に貢献できる。

「未来」を創る！

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を好機として、
スポーツで人々がつながる国民運動を展開し、
レガシーとして「一億総スポーツ社会」を実現する。

2

スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

障害者のスポーツ実施率(週1)
19% ⇒ 40%

スポーツを通じた健康増進
女性の活躍促進

スポーツ市場規模の拡大

5.5兆円 ⇒ 15兆円 (2025年)

スポーツツーリズムの関連消費額
2,204億円 ⇒ 3,800億円

戦略的な国際展開
100か国以上1,000万人以上にスポーツで貢献
2020年東京大会等の円滑な開催

など

ポイント3

障害者スポーツの振興やスポーツの成長産業化など、スポーツ庁創設後の重点施策を盛り込む。

3 国際競技力の向上

オリンピック・パラリンピックにおいて過去最多の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収められるよう支援

中長期の強化戦略に基づく支援
次世代アスリートの発掘・育成
スポーツ医・科学等による支援
ハイパフォーマンスセンター等の充実

4 クリーンでフェアなスポーツの推進

インテグリティ(誠実性・健全性・高潔性)を高める

コンプライアンスの徹底
スポーツ団体のガバナンス強化
ドーピング防止

ポイント2

数値を含む成果指標を第1期計画に比べ大幅に増加(8⇒20)。

1

「する」「みる」「ささえる」 スポーツ参画人口の拡大

スポーツ実施率(週1)
40% ⇒ 65%

スポーツをする時間を
持ちたいと思う生徒
60% ⇒ 80%

スポーツに関わる人材の確保・育成

総合型地域スポーツクラブの
中間支援組織を整備 47都道府県

学校施設やオープンスペースの有効活用

大学スポーツアドミニストレータ
を配置 30大学

など